

「清酒の製法品質表示基準」改正素案新旧対照表

改 正 素 案	現 行																
清酒の製法品質表示基準	清酒の製法品質表示基準																
(特定名称の清酒の表示)	(特定名称の清酒の表示)																
1 次の表の左欄に掲げる清酒の特定名称は、当該清酒がそれぞれ同表の右欄に掲げる製法品質の要件に該当するものであるとき、当該清酒の容器又は包装に表示できるものとする。	1 次の表の左欄に掲げる清酒の特定名称は、当該清酒がそれぞれ同表の右欄に掲げる製法品質の要件に該当するものであるとき、当該清酒の容器又は包装に表示できるものとする。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">特定名称</th> <th>製法品質の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吟醸酒</td> <td>精米歩合 60%以下の白米、米こうじ及び水、又はこれらと醸造アルコールを原料とし、吟味して製造した清酒で、固有の香味及び色沢が良好なもの</td> </tr> <tr> <td>純米酒</td> <td>白米、米こうじ及び水を原料として製造した清酒で、香味及び色沢が良好なもの</td> </tr> <tr> <td>本醸造酒</td> <td>精米歩合 70%以下の白米、米こうじ、醸造アルコール及び水を原料として製造した清酒で、香味及び色沢が良好なもの</td> </tr> </tbody> </table>	特定名称	製法品質の要件	吟醸酒	精米歩合 60%以下の白米、米こうじ及び水、又はこれらと醸造アルコールを原料とし、吟味して製造した清酒で、固有の香味及び色沢が良好なもの	純米酒	白米、米こうじ及び水を原料として製造した清酒で、香味及び色沢が良好なもの	本醸造酒	精米歩合 70%以下の白米、米こうじ、醸造アルコール及び水を原料として製造した清酒で、香味及び色沢が良好なもの	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">特定名称</th> <th>製法品質の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吟醸酒</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>純米酒</td> <td>精米歩合 70%以下の白米、米こうじ及び水を原料として製造した清酒で、香味及び色沢が良好なもの</td> </tr> <tr> <td>本醸造酒</td> <td>同 左</td> </tr> </tbody> </table>	特定名称	製法品質の要件	吟醸酒	同 左	純米酒	精米歩合 70%以下の白米、米こうじ及び水を原料として製造した清酒で、香味及び色沢が良好なもの	本醸造酒	同 左
特定名称	製法品質の要件																
吟醸酒	精米歩合 60%以下の白米、米こうじ及び水、又はこれらと醸造アルコールを原料とし、吟味して製造した清酒で、固有の香味及び色沢が良好なもの																
純米酒	白米、米こうじ及び水を原料として製造した清酒で、香味及び色沢が良好なもの																
本醸造酒	精米歩合 70%以下の白米、米こうじ、醸造アルコール及び水を原料として製造した清酒で、香味及び色沢が良好なもの																
特定名称	製法品質の要件																
吟醸酒	同 左																
純米酒	精米歩合 70%以下の白米、米こうじ及び水を原料として製造した清酒で、香味及び色沢が良好なもの																
本醸造酒	同 左																
本表の適用に関する通則	本表の適用に関する通則																
(1) 精米歩合とは、白米（玄米からぬか、胚芽等の表層部を取り去った状態の米をいい、米こうじの製造に使用する白米（以下「 <u>こうじ米</u> 」という。）を含む。以下同じ。）のその玄米に対する重量の割合をいうものとする。	(1) 精米歩合とは、白米（玄米からぬか、胚芽等の表層部を取り去った状態の米をいい、米こうじの製造に使用する白米を含む。以下同じ。）のその玄米に対する重量の割合をいうものとする。																
(2) 白米とは、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）により、3 等以上に格付けされた玄米又はこれに相当する玄米を精米したものをいうものとする。	(2) 同 左																
(3) <u>米こうじとは、白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米のでんぷんを糖化させることができるものをいい、特定名称の清酒は、<u>こうじ米の使用割合（白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいう。以下同じ。）が、15%以上のものに限るものとする。</u></u>	(3) 同 左																
(4) 醸造アルコールとは、でんぷん質物又は含糖質物を原料として発酵させて蒸留したアルコ																	

ールをいうものとする。

(5) 醸造アルコールを原料の一部としたものについては、当該アルコールの重量(アルコール分95度換算の重量による。)が、白米の重量の10%を超えないものに限るものとする。

(6) 精米歩合、こうじ米の使用割合及び醸造アルコールの白米に対する重量の割合が基準に適合しているかどうかは、1%未満の端数を切り捨てた数値により判定するものとする。

(7) 特定名称の清酒は、酒税法(昭和28年法律第6号)第43条第2項((みなし製造))の規定の適用を受けたものを除くものとする。

(8) 香味及び色沢が良好なものは、異味異臭がなく清酒固有の香味及び色沢を有するものをいうものとする。

2 (省略)

(記載事項の表示)

3 次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に掲げるところにより、清酒の容器又は包装に表示するものとする。

(1) 原材料名

当該清酒の製造に使用した原材料名(水を除く。)を、酒税法に規定する原材料名をもって次の方法で表示する。ただし、同法施行令に規定する原材料にあっては、一般に慣熟した呼称又は包括的な呼称によることとして差し支えない。

この場合において、特定名称を表示する清酒については、原材料名の表示の近接する場所に精米歩合を併せて表示すること。

原材料名 米、米こうじ、(以下、使用した原材料を使用量の多い順に記載する。)

(2) ~ (5) (省略)

4 前項の規定により表示すべき事項は、当該清酒の容器又は包装の見やすい所に明りょうに表示するものとし、表示に使用する文字は、8ポイン

(4) 同 左

(5) 精米歩合及び醸造アルコールの白米に対する重量の割合が基準に適合しているかどうかは、1%未満の端数を切り捨てた数値により判定するものとする。

(6) 同 左

(7) 同 左

2 同 左

(記載事項の表示)

3 次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に掲げるところにより、清酒の容器又は包装に表示するものとする。

(1) 原材料名

当該清酒の製造に使用した原材料名(水を除く。)を、酒税法に規定する原材料名をもって次の方法で表示する。ただし、同法施行令に規定する原材料にあっては、一般に慣熟した呼称又は包括的な呼称によることとして差し支えない。

原材料名 米、米こうじ、(以下、使用した原材料を使用量の多い順に記載する。)

(2) ~ (5) 同 左

4 同 左

トの活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量 200 ミリリットル以下の容器にあっては、6 ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。

(任意記載事項の表示)

5 (省略)

(表示禁止事項)

6 次の各号に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはならないものとする。ただし、第3号に掲げる事項については、当該事項の表示の近接する場所に、第4項に規定するポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えない。

- (1) 清酒の製法、品質等が業界において「最高」、「第一」、「代表」等最上級を意味する用語
- (2) 官公庁御用達又はこれに類似する用語
- (3) 特定名称以外の清酒について特定名称に類似する用語

(任意記載事項の表示)

5 同 左

(表示禁止事項)

6 次の各号に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはならないものとする。

- (1) 同 左
- (2) 同 左